

# 荷役作業の安全確保が急務です！

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。  
新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要の増加が見込まれる今、  
一人ひとりが安全に安心して働けるよう、安全対策に取り組みましょう！

## 陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

### 災害は増加傾向

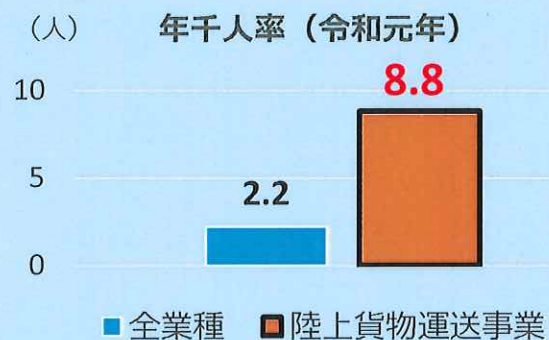
毎年約15,000人が被災しています。



出典：労働者死傷病報告(休業4日以上)、死亡災害報告  
R2は12月速報の対前年比からの年間推定値

### 発生率が他業種の4倍

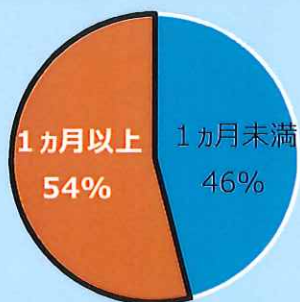
働く人1,000人あたりの死傷者数は8.8人で、  
全産業平均2.2人と比較しても高い数値です。



### 半数が休業1か月以上

荷役作業中の墜落(転落)など、  
重篤な災害が多く発生しています。

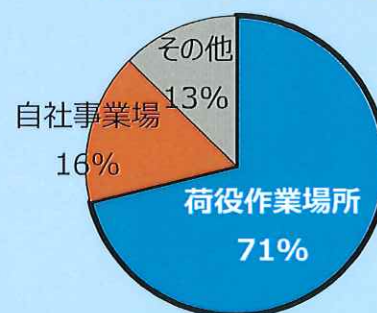
休業見込み日数 (令和2年12月速報)



### 7割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が  
荷役作業場所で発生しています。

災害発生場所 (H28)



災害防止のためには、  
荷主、配送先、元請事業者等の皆様の取組が不可欠です！

➡ 安全対策ができているか裏面のチェックリストで確認



# 荷役作業の安全対策チェックリスト

(「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より)



## ① 貴社の荷役場所を安全な状態に

- 荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
- 十分な明るさで作業している
- 着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
- 荷や資機材の整理整頓をしている
- 風や雨が当たらない場所で作業している

## ② 墜落、転倒、腰痛等の対策

- 墜落や転落を防ぐ対策をしている  
(手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備(親綱等)の設置等)
- つまづきやすい、滑りやすい場所の対策をしている  
(床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等)
- 人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用している

## ③ 陸運事業者との連絡・調整

- 荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
- 荷役作業の書面契約をしている
- 配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
- 安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

# 現場で取り組まれている好事例

(「陸上貨物運送事業における労働災害防止対策好事例集(亀戸労働基準監督署)」より)



墜落・転落防止：昇降台の導入



墜落・転落防止：三点支持の徹底

腰痛・転倒防止：準備体操の実施



# 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト



長時間労働の解消等のためには、荷主の理解と協力が必要です。

※トラック運送事業者の法令違反行為に荷主の関与が判明すると荷主勧告を発動し、「荷主名」及び「事案の概要」が公表されます。



詳細は国土交通省リーフレットを参照⇒

<https://www.mlit.go.jp/common/001296713.pdf>

## ※違反原因行為の例

<p>荷待ち時間の恒常的な発生</p> <p>荷主の都合による長時間の荷待ち時間が恒常的に発生 ⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ</p>	<p>非合理的な到着時刻の設定</p> <p>荷主の都合による到着時刻の設定が不合理 ⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ</p>	<p>罰則違反等となるような依頼</p> <p>積込み直前に積荷重を増やすよう指示 ⇒過積載運行を招くおそれ</p>
---	--	--



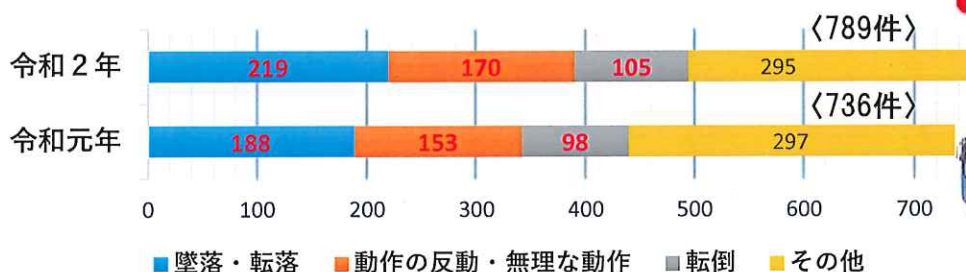
# 陸上貨物運送事業の皆様その作業 大丈夫ですか？

## 緊急要請

～あなたの模範となる行動が、労働災害を防ぐことに繋がります～

福岡県内の陸上貨物運送事業における休業4日以上死傷者数は、令和2年12月末日現在で**789人**となり、前年同期比で53人も増加しており、今現在も**増加傾向**に歯止めがかかりません。災害の内容は「**墜落・転落**」「**動作の反動・無理な動作**」「**転倒**」の3つで約6割を占めています。災害の程度は、**休業1月以上が5割**を超え、重症化が進んでいると言えます。今こそ、事業者様・働く皆様1人1人の労働災害発生防止のための真剣な取り組みが必要です。

### 陸上貨物運送業事故の型別労働災害発生状況



事故型別災害  
発生件数トップ3

墜落・転落

動作の反動・  
無理な動作

転倒



## 1 トラック・荷台等からの「墜落・転落」災害防止対策



陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために

- 荷役作業者は、安全な作業方法を遵守すること！
- 墜落時保護用の保護帽を着用すること！
- 昇降設備の使用の徹底とあおりを立てる場合には必ず固定を！
- 荷台等への昇降時は、3点確保の徹底を！（手足4点の内の3点）

## 2 「動作の反動、無理な動作」による災害防止対策

- 荷役作業を行う前に準備運動を行うこと！
- 特に、長時間の貨物自動車の運転の後には、直ちに荷役作業を行わず、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばす！
- 中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらない！
- 重量物（ロールボックスパレット等）を押す場合には、荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方の足に体重をかけて押す！
- 重量の重い荷は、2人以上で扱う！
- できるだけ台車等を使用する！



荷役作業安全対策(事業者用)



荷役作業重大災害対策





### 3 「転倒」災害防止対策

- 荷役作業を行う労働者の遵守事項
- ・荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認する！
  - ・後ずさりでの作業はできるだけ行わない！
  - 荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用！
  - 荷役作業場所の整理整頓、床・地面の凹凸等のつまずき原因をなくす！
  - 荷役作業場所の段差をなくす、手すりの設置する、床面の防滑化！
  - 台車等の使用！（荷物で手がふさがっていると転倒しやすくなるため）

＊転倒災害の主な原因は、「滑り」「つまずき」「踏み外し」です。



転倒災害防止対策

### 4 高齢労働者対策

被災者の約5割が50歳以上の労働者です。

高齢労働者対策について、厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を策定しました。

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場などで、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。是非ご活用ください。



高齢労働者対策

### 5 交通労働災害防止対策

<input type="checkbox"/> 適正な労働時間等管理・走行管理	<input type="checkbox"/> 教育の実施
<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。</li> <li>・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下を含め、雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。</li> <li>・十分な睡眠時間の必要性の理解</li> <li>・飲酒による運転への影響の理解</li> <li>・交通危険予知訓練による安全確保</li> <li>・交通安全情報マップによる実態把握</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 点呼の実施	<input type="checkbox"/> その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/> 荷役作業を行わせる場合	<input type="checkbox"/> その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転者の身体負担を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/> 交通労働災害防止の意識高揚	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成する。</li> <li>・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。</li> <li>・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。</li> <li>・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。</li> <li>・自動車の走行前に自動車を点検し、必要に応じて補修を行う。</li> </ul>



交通労働災害防止対策